

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 規 則

○特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課)

一

○特定の民間再開発事業認定事務施行細則を廃止する規則

(同)

一

## 告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

(同)

一

指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

(同)

二

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(同)

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

二

## 公 安 委 員 会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

二

## 規 則

特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十一号

特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業等認定事務施行細則(昭和五十九年宮城県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第三十七条の五第五項」を「第三十七条の五第六項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定の民間再開発事業認定事務施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

特定の民間再開発事業認定事務施行細則を廃止する規則

特定の民間再開発事業認定事務施行細則(平成二年宮城県規則第四号)は、廃止する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第四百二十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和五年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二二〇一四八	ほっとルーム柴田 柴田郡柴田町槻木白 幡二丁目二番三十二 号	放課後等デイサ ービス	ほっとファ ーム株式会社	令和五年六月 一日

○宮城県告示第四百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和五年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一二二〇三三三	事業所の名称及び所在地 多機能型事業所こうのとり茶寮・ほっと柴田郡柴田町榎木白幡二丁目二番十二号	指定障害福祉サービスの種類 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型	設置者名 ほっとファーム株式会社	指定年月日 令和五年六月一日
--------------------	-----------------------------------------------------	-------------------------------------------	---------------------	-------------------

○宮城県告示第四百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一二二〇二五四	事業所の名称及び所在地 ほっとハート柴田郡柴田町榎木白幡二丁目四一	廃止する指定障害福祉サービスの種類 就労移行支援	設置者名 ほっとファーム株式会社	廃止年月日 令和五年五月三十一日
--------------------	--------------------------------------	-----------------------------	---------------------	---------------------

○宮城県告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和五年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
仙台市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - （一）主伐は、択伐による。
    - （二）主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - （三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百二十六号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類  
仙塩広域都市計画下水道
  - 2 名称  
岩沼市流域関連公共下水道
- 二 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第62号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和5年6月2日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者（中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く）		
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許に添う技能検定員の資		

<p>格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者 (中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く)</p>	<p>令和5年7月4日から</p>	<p>仙台市泉区市名坂字 高倉65番地</p>
<p>新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車第一種免許に係る技能検定員としての資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和4年、令和5年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことからにより資格審査の一部科目が免除となる者</p>	<p>令和5年8月31日まで</p>	<p>宮城県運転免許センター</p>
<p>自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者</p>		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和5年6月2日(金) から令和5年6月12日(月) までの午前8時30分から午後5時15分まで (土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地  
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間  
令和5年6月2日(金) 以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。  
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601